

せたな町下水道事業経営戦略

団 体 名 : せたな町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成9年度 (19年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	27.61人/ha (H27末)	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	本町の公共下水道事業の処理区数は、1処理区(北檜山処理区)である。 これ以外に、特定環境保全公共下水道事業が2処理区(大成処理区、瀬棚処理分区)がある。		
処理場数	本町の公共下水道事業の処理場数は1箇所である。(北檜山下水処理場) これ以外に、特定環境保全公共下水道事業の処理場が1箇所ある。(大成浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	本町の汚水処理については北海道が策定した都道府県汚水処理構想「全道みな下水道構想III」に則った整備を実施しているため、現時点において最適化を図ったものとなっている。 さらに、平成25年度に瀬棚処理区と北檜山処理区の統合を事業計画に位置づけ、平成27年度末までに連絡幹線の整備と処理場の中継ポンプ場への改造を実施しており、さらなる最適化が図られている。 共同化については、平成20年度に「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」の採択を受け、屎尿および浄化槽汚泥を北檜山下水処理場へ受け入れて一元処理を実施している。 広域化については、近隣市町村との調整が必要であり、現時点では実施していない。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圈構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	本町の下水道使用料は、平成26年度に改訂を行い、以下の料金体系となっている。 (税抜き)			
	種別	基本料金(1ヶ月につき)	超過料金	
	基本水量	料金	(1m ³ につき)	
業務用使用料体系の概要・考え方	一般用	10m ³ まで	1,476	152
その他使用料体系の概要・考え方	営業・団体用	15m ³ まで	1,619	152
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	営農用	25m ³ まで	1,619	67
※過去3年度分を記載	工場用	80m ³ まで	6,190	105
	浴場用	100m ³ まで	5,714	57
平成25年度	3,150 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	平成25年度	3,250 円
平成26年度	3,150 円	※過去3年度分を記載	平成26年度	3,260 円
平成27年度	3,230 円		平成27年度	3,369 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定部門 1人(総務・管理部門) , 資本勘定部門 1人
事 業 運 営 組 織	本町の下水道事業は、建設水道課において運営されており、簡易水道事業と組織統合された形で運営されている。 現在は、建設部門に1名、維持管理部門に1名が配置されている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町では事業規模が小さく、施設整備は概ね完了しているため、包括的民間委託を行う内容の業務は現段階では無い。 処理場の日常運転管理や管路等の定期清掃や下水道管の詰まりなどの緊急時対応の際には、その都度民間委託により対応を図っている。
	イ 指定管理者制度	下水道事業は、住民生活に直結する事業であり、指定管理者制度を利用した民間の管理・運営にはなじまないものと考えて、本町では検討していない。
	ウ PPP・PFI	本町では、大規模な新規整備や改築更新事業は無く、PPP・PFIに該当するような事業は現段階では無い。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業は、小規模であり処理水量や汚泥量が少ないため、本町単独でのエネルギー利用は採算が取れる技術は現段階ではない。 また、下水熱については、下水道管路施設からの下水熱利用が考えられるが、本町に布設された下水道管の管径は小さいため、現在の技術では下水熱利用は困難であるため未実施となっている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の公共下水道施設では、未用地・施設の活用等は見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

経営の健全化については、水洗化の促進に伴う料金入による財源確保、また、施設維持管理費削減等の取り組みにより収益的収支比率が向上しているが、今後は使用料金の見直し等により、さらに経費の回収率を高めていく必要があると考えられる。 また、現有施設利用については、MICS施設を併設することにより施設の有効利用を図っている。さらに処理場を統合し、瀬棚処理区の汚水についても当処理場で一括処理をすることにより、施設を有効利用するとともに、維持管理費及び、更新費用の削減を図り、経営の健全化を図っている。

2. 経営の基本方針

本町の下水道事業における経営の基本方針は、公営企業であることを鑑み、「地方財政法第6条」や「地方財政法施行令第46条」に示されている経営の原則に則ることを基本とし、本町の上位計画である「せたな町総合計画(H20～H29)」に準じて、以下のとおりとする。

【経営の基本方針】

- ①効率的な改築更新を実施するため、将来の事業量を設定する。
- ②維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する。
- ③経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本町の公共下水道事業(北檜山処理区)は、平成28年度現在、概ね整備が完了し、現在の整備率は約63%である。今後は、供用開始から19年が経過していることから、処理場施設の機械・電気設備の改築更新が中心となる。計画期間中は、以下の投資を見込むものとする。

(1) 設計・調査

設計・調査として、H30およびH35に事業計画変更、H30～H31およびH36にストックマネジメント計画策定、H32およびH37に処理場の改築更新実施設計を見込む。
計画期間(H29～H38)の10年間で約62,500千円を見込む。

(2) 処理場・ポンプ場の改築更新

長寿命化計画、ストックマネジメント計画に基づき、処理場・ポンプ場の機械・電気設備を中心として改築修繕を実施する。
(H29～H38)の10年間で約629,000千円を見込む。

(3) 管渠の新設

普及促進および浸水対策のため、管渠および樹・取付管の新設を実施する。
(H29～H38)の10年間で約129,000千円を見込む。

② 収支計画のうち財源についての説明

本町の下水道事業の財源としては、下水道使用料収入、建設改良に伴う国庫補助金及び起債、一般会計繰入金及び資本費平準化債を見込む。

(1) 下水道使用料

下水道使用料は、現行の料金体系として、人口減少を見込み算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約481,373千円を見込む。

(2) 国庫補助金

国庫補助金は、現行の補助率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約430,750千円を見込む。

(3) 起債

起債は、現行の充当率が将来も継続するものとして、建設改良費に対する率を乗じて算出した。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約381,700千円を見込む。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、H28の総務省通知の繰出基準を見込むほか、単年度の再収支が均衡するように基準外を繰り入れる。
計画期間中(H29～H38)の10年間で約1,123,061千円を見込む。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

本町の下水道事業の投資以外の経費としては、維持管理費を見込む。

(1) 管路施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約30,400千円を見込む。

(2) 処理場施設の維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約705,794千円を見込む。

(3) その他維持管理費

計画期間中(H29～H38)の10年間で約78,700千円を見込む。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化については、近隣市町村との連携が必要であるため、必要に応じて検討を実施する。共同化については、既に「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」による、し尿・浄化槽汚泥の共同処理に取り組んでいる。最適化については、既に処理区の統合に取り組んでいる。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、リスクとサービスレベルを考慮した投資計画を検討し、投資の平準化を図るものとする。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
その他の取組	本町の下水道施設整備は、概ね完了しており、今後は改築更新が事業の中心となる見込みであり、ストックマネジメント/アセットマネジメント計画等を踏まえて、適切に改築更新を進めていくものとする。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町の下水道使用料は水道使用料金に合わせて改定してきており、今後も、水道の料金改定に合わせて改定を実施していく方針とする。
資産活用による収入増加の取組について	本町の公共下水道事業では、活用可能な資産を有していないため、将来においても資産活用による収入増加は見込まない。
その他の取組	実質収支が赤字になるなど、財源が収支計画どおり確保できない場合には、資本費平準化債等の活用について検討する。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業の規模や今後の事業量等を考慮すると、本町単独での民間活力の活用については困難であるため、近隣市町村との共同化の検討と併せて検討を行うものとする。
職員給与費に関する事項	現在は、町長部局内に組織があり、町全体での職員給与に関する事項を検討した結果を反映するものとしている。
動力費に関する事項	近年の電力料金の動向を踏まえて設定しているが、設定値を大幅に上回る場合には、収支計画を見直すものとする。
薬品費に関する事項	薬品費は、処理水量あたりの費用の実績に、将来の処理水量予測値を乗じて計上する。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画の策定を行い、ライフサイクルコストの最小化による対応(修繕・改築)を実施する。
委託費に関する事項	委託費は、処理場の運転・維持管理を3年間の長期継続契約としており、今後とも近年実績を考慮して同程度を見込むものとする。
その他の取組	改築・更新において、設備等を取り替える際には省エネ機器を導入して、経費の削減に取り組むものとする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	原則として、毎年度の決算終了後に確認(実質収支)を行い、中間年度(平成33年度)には将来の見通しについても、大きく変更がないかを検証し、計画から大幅な乖離が見られた場合には速やかに計画の見直しを行う。また、計画期間中に地方公営企業法を適用した際には、会計方式が変更となるため、速やかに見直しを行うものとする。
---------------------	--

様式第2号(法適用企業)

投資・財政計画
(収支計画)

区分		年	度	前々年度	前年度	[決算]見込	本年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
1	総業収益(A)	177,667	183,740	196,671	190,238	194,626	193,280	167,459	191,238	188,981	184,562	170,575	159,838	157,127		
収益的収入	ア料金収益(B)	66,133	68,955	68,655	68,576	68,363	68,310	68,045	67,779	67,442	67,123	66,840	66,396	65,989		
収益的支支出	受託工事収益(C)	47,234	49,606	49,316	49,227	49,014	48,961	48,696	48,430	48,093	47,774	47,491	47,047	46,640		
ウその他	18,899	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	19,349	
2	総業外収益(D)	111,534	114,785	128,006	121,662	126,263	124,970	99,414	123,459	121,539	117,439	103,735	93,442	91,138		
収益的支支出	ア他会計繰入金	111,534	114,784	128,006	121,662	126,263	124,970	99,414	123,459	121,539	117,439	103,735	93,442	91,138		
イその他	1															
2	総費用(E)	92,043	88,338	106,999	102,729	101,080	99,420	97,726	96,001	94,261	92,582	91,055	89,827	89,824		
収益的支支出	ア職員給与費(F)	62,598	60,666	81,184	79,001	79,525	80,067	80,611	81,165	81,730	82,306	82,896	83,491	84,102		
資本的収支	イそとの他	59,801	57,464	77,984	75,801	76,325	76,867	77,411	77,965	78,530	79,106	79,696	80,291	80,902		
資本的支支出	ア支外費用(G)	29,445	27,672	25,815	23,728	21,555	19,353	17,115	14,836	12,531	10,276	8,159	6,336	6,182		
資本的支支出	ア支利利息(H)	29,445	27,672	25,815	23,728	21,555	19,353	17,115	14,836	12,531	10,276	8,159	6,336	6,182		
資本的支支出	イそとの他															
3	収支差引(A)-(D)	85,624	95,402	89,672	87,509	93,546	93,860	69,733	95,237	94,720	91,980	79,520	70,011	66,843		
1	資本的収入	F	87,448	261,257	188,772	255,082	255,924	62,579	55,733	73,713	74,213	79,771	90,477	31,072	76,671	
(1) 地方債	うち資本費	40,700	119,600	79,300	110,100	110,400	20,000	16,200	22,500	22,500	25,000	30,000	25,000	22,500		
資本的支支出	(2) 他会計補助金	12,232	21,222	24,082	21,924	22,579	23,283	23,713	24,213	24,771	25,477	26,072	26,671			
資本的支支出	(3) 他会計借入金															
資本的支支出	(4) 固定資産売却代金	34,387	120,226	88,250	120,900	20,000	16,250	27,500	30,000	35,000	35,000	2,500	27,500			
資本的支支出	(5) (都道府県)補助金	129	209													
(6) 工事負担金																
(7) その他の																
2	資本的支出	G	172,591	353,149	269,642	335,267	340,751	147,534	140,636	158,623	159,008	162,163	160,576	92,106	134,956	
資本的支支出	(1) 建設改良費	78,447	252,257	169,750	233,000	236,000	42,000	34,500	50,000	55,000	65,000	50,000	5,000	50,000		
資本的支支出	(2) 地方債償還金	6,539	6,952	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
資本的支支出	(3) 他会計長期借入金	94,144	100,892	99,892	102,267	104,751	105,534	106,136	108,623	109,008	107,163	95,576	87,106	84,956		
資本的支支出	(4) 他会計繰出金															
資本的支支出	(5) その他の	I	△85,143	△91,892	△80,870	△80,185	△84,827	△84,955	△84,910	△84,795	△82,392	△70,099	△61,034	△58,285		
3	収支差引(F)-(G)															

投資・財政計画
(収支計画)

積 積 立 金	再 差 引	(E)+(I)	(J)	481	3,510	8,802	7,324	8,719	8,905	△ 15,170	10,327	9,925	9,588	9,421	8,977	8,558
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	461	942	4,452	13,254	20,578	29,297	38,202	23,032	33,359	43,284	52,872	62,293	71,270		
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)															
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	942	4,452	13,254	20,578	29,297	38,202	23,032	33,359	43,284	52,872	62,293	71,270	79,828	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源	(O)															
実 質 収 支 黒 字 (Q)	(N)-(O)	赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ((Q) / (B)-(C) × 100)																
収 益 的 収 支 比 率 ((A) / (D)+(H) × 100)				95	97	95	93	95	94	82	93	93	92	91	90	90
地 方 財 政 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た (R)																
資 本 財 政 金 の 不 足 額																
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)				66,133	68,955	68,665	68,576	68,363	68,310	68,045	67,779	67,442	67,123	66,840	66,396	65,989
地 方 財 政 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た (T)																
資 本 財 政 金 の 不 足 額																
健全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る (U)																
解 消 可 能 資 金 不 足 額																
健全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (V)																
事 業 の 規 模																
健全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た ((T)/(V) × 100)																
資 金 不 足 比 率																
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																
地 方 債 債 残 高 (X)	1,351,895	1,370,603	1,350,011	1,357,844	1,363,493	1,277,959	1,188,023	1,101,900	1,015,392	933,229	867,653	783,047	720,591			
○ 他 会 計 繼 入 金																
年 度	前々 年 度	前 年 度	本 年 度													
区 分	(決 算)	(決 算)	(見 込)													
収 益 的 収 支 分	115,251	111,534	114,784	128,006	121,662	126,263	124,970	99,414	123,459	121,539	117,439	103,735	93,442			
うち 基 準 内 繰 入 金	114,275	111,334	114,784	128,006	121,662	126,263	124,970	99,414	123,459	121,539	117,439	103,735	93,442			
うち 基 準 外 繰 入 金	976	200														
資 本 的 収 支 分	15,380	12,232	21,222	24,082	21,924	22,579	23,283	23,713	24,213	24,771	25,477	26,072	26,671			
うち 基 準 内 繰 入 金	15,380	12,232	21,222	24,082	21,924	22,579	23,283	23,713	24,213	24,771	25,477	26,072	26,671			
うち 基 準 外 繰 入 金	130,631	123,766	136,006	152,088	143,586	148,842	148,253	123,127	147,672	146,310	142,916	129,807	120,113			
合 計																

(単位:千円)